

令和7年第11回
箕面市農業委員会総会 会議録
令和7年12月16日（火）

箕面市農業委員会

1. 開催日時 令和7年12月16日(火)
午後1時30分から午後2時04分まで

2. 出席委員(19名)

1 番	稲垣 恵一	3 番	川上 加津子	4 番	加藤 博一
6 番	稲野 実	7 番	釋 巖	8 番	東浦 有治
9 番	長澤 均	10 番	生田 梨恵	11 番	藤井 照三
12 番	森田 直弘	13 番	中井 正美	14 番	杉本 泰彦
15 番	西尾 正美	16 番	植山 照男	17 番	長澤 陽子
18 番	豊田 茂実	19 番	中久保 明	20 番	西田 清明
21 番	中井 博幸				

3. 欠席委員(2名)

2 番	神代 繁近	5 番	岡沢 聡
-----	-------	-----	------

4. 会議録署名委員

16 番	植山 照男	17 番	長澤 陽子
------	-------	------	-------

5. 出席事務局職員

事務局長	西田 昭浩	室 長	橋本 英樹	室長補佐	中村 健
主 任	辻岡 昌樹		美谷 一哉		

6. 議事日程

- 第25号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明書発行の件
- 第26号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件
- 第27号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の事業計画の決定の件
- 第28号議案 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(一括方式)の作成の件
- 第29号議案 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(一括方式)の作成の件
- 報告第65号 専決処理の報告の件
(農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理)
- 報告第66号 専決処理の報告の件
(農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理)
- 報告第67号 専決処理の報告の件
(農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転届出受理)
- 報告第68号 専決処理の報告の件
(農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転届出受理)
- 報告第69号 農地等状況報告の件

令和7年第11回箕面市農業委員会総会

(開会 午後1時30分)

- 議 長 それでは、ただ今から、令和7年第11回箕面市農業委員会総会を開会いたします。
- 着座にて、進行させていただきます。
- この会議は、農業委員会等に関する法律第32条に総会及び部会の会議は、公開する旨、規定されておりますので、傍聴の希望があれば、原則入室の許可をするものといたします。
- 事 務 局 希望者はございません。
- 議 長 次に、事務局より本日の出席状況を報告いたします。
- 事 務 局 出席状況をご報告いたします。
- 本日は、委員21名中、出席委員は19名です。
- 従いまして、過半数の委員が出席していることから、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、会議は成立しておりますことを報告いたします。
- なお、神代委員・岡沢委員から欠席の届出がございましたので併せてご報告いたします。
- 議 長 それでは、日程第1、会議録署名委員指名の件を議題といたします。
- 慣例により、私から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
- 全 委 員 異議なし。
- 議 長 それでは、16番 植山委員、17番 長澤陽子委員にお願いします。
- 案件に入ります前に、令和7年第10回総会において、大阪府農業会議へ意見聴取を必要とする案件がありましたので、その結果について事務局から報告いたします。
- 事 務 局 先月11月18日開催の総会で、採決されました第22号議案、農地法第4条の規定による許可の件について、総会での許可後、大阪府農業会議の審議会

に意見聴取を行ったものです。

内容は、白島地区の農地をに転用するという案件でした。

11月19日に開催の大阪府農業会議の審議会で審議された結果、許可やむを得ないものと認めますとの意見を受けましたので、11月26日に申請者あて、許可書を発行しましたことをご報告いたします。

以上です。

議 長

それでは、案件に入ります。

日程第2、第25号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明書発行の件を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました第25号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書1ページ、参考資料1ページからでございます。

被相続人は、氏、所有面積は平方メートルです。

相続人は、被相続人と住所同一、氏、生年月日は、相続開始年月日は、適用面積は平方メートル、被相続人との続柄はです。

適用農地につきましては、牧落、地目は台帳、現況ともに、面積は平方メートル、他筆、合計筆で、面積の合計は平方メートルで、全筆生産緑地です。

以上、第25号議案のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、豊田委員に調査内容の報告をお願いします。

豊田委員

第25号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地は、の東約メートルに位置する筆の農地です。

申請人の氏は、に、所有者であった父の氏を亡くされ、このたび、相続された農地について、引き続き農業経営をされることから申請されるものです。

氏は、従前から家族とともに農業経営に携わってこられ、耕作に必要な農機具も完備されていることから、今後も農業経営に努められるものと思います。

なお、これからも耕作する旨の誓約書も提出されておられますので、証明書の発行には、問題ないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、承認することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

ご異議がないようでございますので、本件を承認することに決定いたします。

次に、日程第3、第26号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました第26号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書1ページ、参考資料3ページからでございます。

買取り申出する土地は、百楽荘[]、地目は、台帳、現況ともに[]、面積は[]平方メートルです。

主たる従事者は、[]氏、申出人は主たる従事者と住所同一、[]氏で、主たる従事者との関係は[]です。

申出事由は死亡、申出事由が生じた日は[]でございます。

以上、第26号議案のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、豊田委員に調査内容の報告をお願いします。

豊田委員

第26号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地は、[]の北東約[]メートルに位置する農地です。

申出人の[]氏は、[]に[]氏を亡くされ、この度、買い取り申し出のために、農業の主たる従事者の証明を申請されました。生産緑地台帳において、[]氏本人が、農業の主たる従事者であることが確認され、あわせて現場確認で亡くなるまでは、農地として管理をされていたことを確認しました。

証明書の発行には問題はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

全委員

議長

事務局

議長

釋 委 員

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、原案どおり決定することとし、箕面市長あて回答いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

異議なし。

ご異議がないようでございますので、本件につきましては、原案どおり決定し、その旨、箕面市長あて回答することといたします。

次に、日程第５、第２８号議案及び日程第６、第２９号議案は、いずれも農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（一括方式）の作成の件となります。

それでは日程第5、第28号議案を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

ただいま議題となりました第28号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書２ページ、参考資料７ページからでございます。

申請地は、栗生外院[REDACTED]、地目は、台帳、現況共に[REDACTED]、面積は[REDACTED]平方メートルです。

借り手は、

氏、農地中間管理機構は、大阪府中央区南本町
2丁目1番8号、一般財団法人 大阪府みどり公社 理事長 南部和人氏、貸
し手は、氏です。

設定する権利の種類は使用貸借権、設定期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの継続案件です。

以上、第28号議案のご説明といたします。

本件につきまして、東浦委員に調査内容の報告をお願いします。

第28号議案につきまして、調査内容をご報告をいたします。

申請地は、 の東約 メートルに位置する農地です。

貸し手は、[REDACTED] 氏で、現在、申請地におきましては、借り手の

が、農地中間管理事業にもとづき、権利設定を受け耕作をしています。

この度、貸し手と借り手の両者から継続の希望がありましたので、引き続き

農地中間管理事業の権利設定を行うものです。

におかれましては、主に野菜を栽培されており、引き続き耕作をされるものと思われます。

本件の農用地利用集積等促進計画の作成について、問題はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、原案どおり決定することとし、箕面市長あて回答いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

ご異議がないようでございますので、本件につきましては、原案どおり決定し、その旨、箕面市長あて回答することといたします。

次に、日程第6、第29号議案を議題といたします。

本件は、ご本人の案件です。

議 長

農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、議事に参与することができませんので、には一時退席していただきます。

(退席)

議 長

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました第29号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書2ページ、参考資料9ページからでございます。

申請地は、西宿、地目は、台帳、現況、面積は平方メートル他筆、合計筆、面積の合計は平方メートルです。

借り手は、氏、農地中間管理機構は、大阪府中央区南本町2丁目1番8号、一般財団法人 大阪府みどり公社 理事長南部和人氏、貸し手は、氏です。

設定する権利の種類は、使用貸借権、設定期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの継続案件です。

以上、第29号議案のご説明といたします。

議 長	本件につきまして、釋委員に調査内容の報告をお願いします。
釋 委 員	第29号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。 申請地は、[]の南東約[]メートルに位置する農地と[]の北東約[]メートルに位置する農地の合計[]筆の農地です。 貸し手は、[]氏で、現在、申請地におきましては、借り手の[]氏が、農地中間管理事業にもとづき、権利設定を受け耕作をしています。 この度、貸し手と借り手の両者から継続の希望がありましたので、引き続き農地中間管理事業の権利設定を行うものです。 []氏は、主に野菜を栽培されており、引き続き耕作をされるものと思われます。 本件の農用地利用集積等促進計画の作成について、問題はないものと思います。 以上で、調査内容の報告を終わります。
議 長	本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。 ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、原案どおり決定することとし、箕面市長あて回答いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
全 委 員	異議なし。
議 長	ご異議がないようでございますので、本件につきましては、原案どおり決定し、その旨、箕面市長あて回答することといたします。 審議が終わりましたので、[]に入室していただきます。
[]	([] 入室)
議 長	次に、報告案件に移ります。 報告第65号から報告第68号の4件の質疑につきましては、後ほど一括して行います。 日程第7、報告第65号及び日程第8、報告第66号は、専決処理の報告の件、農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理となります。 それでは日程第7、報告第65号を議題といたします。 本件につきまして、事務局の説明を求めます。
事 務 局	ただいま議題となりました報告第65号につきまして、ご説明申し上げます。

す。

議案書2ページ、参考資料は11ページからでございます。

届出地は、栗生間谷■■■■■■■■■■、地目は、台帳■■■■、現況■■■■、面積は■■■■平方メートルです。

届出人は、■■■■■■■■■■

■■■■■■■■■■氏、転用目的は■■■■■■■■■■となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和7年11月13日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第65号のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、西田委員に調査内容の報告をお願いします。

西田委員

報告第65号につきまして調査内容をご報告いたします。

届出地は、■■■■の東隣りに位置する土地です。

届出人は、■■■■■■■■■■で、届出地においては、■■■■■■■■■■に■■■■■■■■■■し、その後手続きを失念していたため、このたび始末書を添付のうえ、4条の転用届出をされたものです。

周辺につきましては、農地はなく問題はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

次に、日程第8、報告第66号を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました報告第66号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書3ページ、参考資料は13ページからでございます。

届出地は、稲■■■■■■■■■■、地目は、台帳■■■■、現況■■■■、面積は■■■■平方メートル他■■■■筆、合計■■■■筆、面積の合計は■■■■平方メートルです。

届出人は、■■■■■■■■■■氏、転用目的は■■■■■■■■■■となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和7年11月26日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第66号のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、杉本委員に調査内容の報告をお願いします。

杉本委員

報告第66号につきまして調査内容をご報告いたします。
届出地は、[]の南東約[]メートルに位置する[]筆の農地です。
届出人は、[]氏で、このたび、[]をするため、4条の転用届出を
されたものです。
周辺につきましては、東側・南側は[]、西側は[] 北側は[]と
なっており、汚水は公共下水へ接続、雨水は道路側溝に放流するため、周囲の
農業経営に影響はないものと思います。
以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

次に、日程第9、報告第67号及び日程第10、報告第68号は、専決処理
の報告の件、農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転届出受理とな
ります。
それでは日程第9、報告第67号を議題といたします。
本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました報告第67号につきまして、ご説明申し上げま
す。
議案書3ページ、参考資料は15ページからでございます。
届出地は、栗生間谷[]、地目は、台帳[]、現況[]、面
積は[]平方メートル他[]筆、合計[]筆、面積の合計は[]
平方メートルです。
譲受人は、[]
[]氏です。
譲渡人は、[]、転用目的は
[]となっています。
本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出
事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和7年11月7日に専決し、
処理するものでございます。
以上、報告第67号のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、西田委員の管轄になりますが、当事者となりますので、
代わって長澤均委員に調査内容の報告をお願いします。

長澤均委員

報告第67号につきまして、調査内容をご報告いたします。
届出地は、栗生間谷[]
の農地です。

譲渡人は、[]で、[]で、譲受人である []が、農地を貸し付けるために所有権を移転するものです。

届出地は、[]のため、問題はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

次に、日程第10、報告第68号を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました報告第68号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書3ページ、参考資料は17ページから出ございます。

届出地は、稲 []、地目は、台帳 []、現況 []、面積は []平方メートル他 []筆、合計 []筆、面積の合計は []平方メートルです。

譲受人は、[]氏です。

譲渡人は、[]氏、転用目的は []となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和7年11月26日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第68号のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、杉本委員に調査内容の報告をお願いします。

杉本委員

報告第68号につきまして、調査内容をご報告いたします。

届出地は、[]の南東約 []メートルに位置する []筆の農地です。

譲渡人は、[]氏で、譲受人の []が、[]を行うため所有権を移転するものです。

周辺につきましては、東側・南側は []、北側・西側は []となっており、汚水等は公共下水へ接続、雨水等は道路側溝へ放流することから、問題はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

それでは、ただいま報告のありました4件につきまして、質疑等ございましたら、発言をお願いします。

ないようでございますので、次に、日程第11、報告第69号、農地等状況

報告の件を議題といたします。

本件につきましては、各委員からの報告を別紙資料のとおり、事務局でまとめておりますので、補足の説明や特に報告のある委員がおられましたら、発言をお願いします。

ないようでございますので、以上で本日の会議日程は、全部終了いたしました。

何か連絡事項はございますか。

稲野幹事長

〈新年会について説明〉

事務局

〈R 8年2月の委員会の開催場所の変更について説明〉

〈次回日程について説明〉

議長

これをもちまして令和7年第11回箕面市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後2時04分)

上記は、令和7年第11回箕面市農業委員会総会の議事経過であり、箕面市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 稲垣 恵一

署名委員 植山 照男

署名委員 長澤 陽子

